大南留可志

十

中村俊定文庫
文庫 18
899

犬東曽別志序

友人さ屋廉翁の筆記を大なる業とすること
我蔭園先生曽別志を撰てのち名称るに
おくに拙く能はるものとなるべしそも
結翁の曽別志をこそ考据のことあり
かの先生の諸藏ものとなるべきなり
と法定せしあるべしと名づけらるる

酒竹文庫
中村俊定

優天の祖なる[illegible]
くるかたちなる大の一字をかくしてこれを
れ播磨遠の祖なり如わたて似たるものを
おとらふたとて古さをとめて大龍殿太子卅乃
集もまつり木と大山椒大柏枕をのり大ぶ
ぐ〳〵いねあつまいねあつまいねあるいこれ是なりさ
まいつ大きの家古言の一なりてよく〳〵つて左

書籍類雜物を尚書汲冢書より載せ鍾盧
宋鶴を義例あるこゆ陸機の黄庭八部同を
通一張然々焉 於よく義を当るまく我
勢ゆを清氏の弱を四決乃外筆を近
ゑ沈久留常長をもつる太を出されり
をもこの事記も太をもとされて昇下の為りして
太形〳〵ぐ一歳遠西老尾魚偉の良太

ちうこんの神祇の給物を賞價の為にされ是を
ちんとせとそなはるとせる
文久三年第五月陽大周敬
右の解

菅豆和漢姑

左公廉爲年我れ天のうれとうの文字のうれとハ汝
法ゝ及ぶとも飯捷の手柄ハ我
乃ちとう我の西ハ風あ天名四方より来く
きれて神業の批判せるくハあるれとも此
皆物の信業をこなうる四十年ありの紀
ゝ変遷を見て彩ぐいでやこれよりいまこの孔
器もるを文ハ不をこのうきあるべ

十一　[illegible]

十三　[illegible]

同　[illegible]

[illegible]

十六　[illegible]

十七　小[illegible]

十八　筆書院　[illegible]

日後　[illegible]

十九　[illegible]

中世に於の事なりしかども
中世七 鷲尾いつ年もあり うめもの高ぬきこと
書ていあるを拾ひの所 是の高潮ようとあれども 故見
人の多く損徳 徳川潮あるべし 故めて水あるとあんう
三月廿八日 流祖の説 流祖とまうすこれい学義し
此本書のるれる流も同じく流あり
のるちうん先流とうまる式二尺流義本教
ていうるを同流と一流ひきうるをいう裏

一流の中ようみちれてあるを流と
いふこれをいつくまるを大河あり これを流あり
ものよこるをうぶ川あり これ流あり
古今廉度まふ外のいをつれて一家宗岡流と
唱へ 宗岡の流流いまあり 是いつ
れて宗流あり 宗岡の流流いまあり 二流 是いつ
文化の比よりて浪花の三流人あり 中外に流義
旧宮まふ外 別流あり 宗岡一流と流林
一流とまふ 江戸流義に吉原すう流
ふ流義 流義 流義 吉原 流義 流義 流義

こゝに江戸談林ありてその根元は松意又難なり
りて元祖を江戸曳尾は此系の末より出たれたるに此
の人新緑斯に東呉老香拙用の零和り
されども江戸談林にては別派よりあれば正統家
に此門にこれて辞て其世五戸也又宗因流
と云ふものあるなり流といふべきは元祖梅翁の流
當の門人となるを祖風を記しこそ其角より
擅有されるな杉庵の宗因法といはず相同し
るならし談林流と如しるなりそれより文学
然は談林末流と唱るに至り出る翁の出て也

江戸談林ありても全く一正統なりこれを派祖といふ
べし此祖又其の枝流余裔の末派までは其の
大祖なりし流祖といふべしこれは俳諧に限らず
文武諸藝も同じたとへば大江の古学の枝流なれ
堀川学伊藤東涯といふこれ派あり其中には一
流小学派太祖派又谷家家院宮南派又は
日本流荻生派又其雲流雪荻派などさ家々の流
の中より其人か一派をたてたるなりされどもこゝる一
刀祈日本氏を流祖といふべし　流と派の
差別いとしよりはいわし　なきは其翁は西派ぞそれ

どもこゝにあてゝ流風を慕しまつる
あるあれば光陰かゝくるを中のと
[illegible]の遺墨を無絃といふ琴の如し
再さんのさんのうまとあく潭とをひかゆり賛
と云ふなるべし
[illegible]席に言葉れて侍るよりより筆跡尊ぶべき品れ
てと神をつくしいるもとあれば君とうの宝のもと
よぶと刻する宝ちうり室云ちうつるものるの上を
めしとあるあれて侍るべし

いつゝたちの孫数いとあかくまとも者ゝ数孫あり
年十二月十五日の陰 終る 墳墓ちまの墓ゝ[illegible]されを
こゝらに墓所とたし 壽域とうす墓
栞の墓ゝあかくまともこれいサンセンの墓ゝて別字牧
おゝ栞ハかくのとし カこの墓ちう

右葵是軒の[illegible]ゝ補助をとて家の
保ちを[illegible]ゝ[illegible]ぬるみの[illegible]著信崇敬

一年〻地より年〻金傍友の伝より亡後の
安堵なるべし
拙者と兄弟ゆゑ後大猶

文久三癸亥年
三月

勝雲斎
老蒙
蔵

前年去る巳年の編年とゆふ冠式
あり古い多くの印書を為に移る書し
異記れ元年又言あるべきせあて文字のの
清〻みすみ明〻とゆふ海のるを書
ちゝ人の海を波ふ後りあれど似て
断なるを以太なるべしと記年ス

安政元甲寅年

睦月

俳諧林樵翁七世

騰雲斎　大簾　六十一

人の上寿は百年と字ものなれこそし還暦の
寿を延ぬれは何の誇しきことかあらし　い
ても此上大きく祝ひを為さんに年ぬ寿
略し

今度年立返れ百二十

世に俳諧師といふ者四民の外にて是か中に
ても中々世を退するのまゝにて郷かに暮しぬ

あはれなるもやくにたゝぬ猫の庵と同し
もの悲し
・面白や月も紀葉に渡る世を見て
辞世の句般若の形ゆへ中にもなるものは
あらしにいふ死ても畜生合を句して
霊も其の世の姿来へし
然しの此世誰よ去うぬ　曽月者

廿
庵中留書
はるいや武田の勝頼居す　酒相争ひ会ともかし借
いろはより月番まわしの有　猿河買亀　坂山見馬
いまする名当て居りきて寄り句す
是十分の第分なくし

本来無東西

形影不自由なり
性我家てなし
家業怠りなし
念仏も申さぬ日なし
家内よきゆゑなり
歎きこゝろみなし

今何不足無し
家賃滞らなし
親類こゝろなり
諸機嫌穏なり
門人不和なし
世の諍ひ無し

苦労起るなし
長病てなし
借金なし催促なし
他の噂しても悪し
手習学問あし
盗賊なし
唐人の子悔なし

大酒てなし
人の教背くことなし
色気去ることなし
後の生ることなし
奢りも覚なし
精進しての事
病ひ平なし

放逸せぬ日なし

閑居を云ふ日なり

形ばかりなりとて業門のおこなひ

怠惰ハ一生涯の生涯業なり

怠りを発す時ハ万の罪を作こなひ命の毒薬

なるべし

怖畏もの事

除るとも天意はなれて罪業を形

置る人のわさとあらさい業を書よ業を包む

如く生涯

貪ける人の心清さい業を宝瑞を包む

ゆゝ生涯

勝ふ常ひ言る地獄罪の形

世三面のよりとつの人三名の法を書紙ひ

金殿を渡るを常とすれども制ふ二面する事
なり〻金の書八巻
面の内〻ときとふ八常に金殿の殿〻に
書る事を大尺義和を大尺心を大尺
して面を合を書を渡る八融通の上を第
動る事なりて覚方自由の事
極月を師走とふる古図表〻仏名会を

修しを法師の走り歩行吳名
巻〻

師走の第四十六

安政二乙卯年
八月晦日まより走の巻〻
ををををいるの八の強弓強ばる上
走也の巻〻

老母の子を思ひやる心の者
有りきたる邪念なる産れなれば内より起る悪
を捨ちくさんようの輝く海より出る如く
こそ汝の業生出ん
出来たる梅枝代々藤代々
六月十日姫君姫の出産より神孫を見る
子孫の　を乗む牙なる海をきはまる

皆悉
尊くてやすらかに前世罪業
世の人多く今生の為に生れ生を受
如来ちかひ一生を終る所有い捨てる
強く生重ねる心いきをとげる不の宝
を以日者を養し只強る不の宝
天の恵こそ力如くに
中神くるみよ世をとらるる
成べ

却て家の落ちるかと思ひ
[illegible]を用ゐるなりなれと家ゐ[illegible]者の略
[illegible]を張て　八月の時分　[illegible]
[illegible]寿院様[illegible]
[illegible]弾　十五夕の月[illegible]
此代異[illegible]十八夕の秋[illegible]
[illegible]

下宿秋なる[illegible]高[illegible]
の[illegible]
貞操の[illegible]
外七月中旬より[illegible]
角[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

此上ハ快くし存遂てハ実有釈一散ゟハ
立華ノ深き主候合家の子ある精文此身の
御病ニ明しく思ひ及ぶ候ニ於ハ又き甚だ
数て存候事ニ莭ハ是迄の高恩報ふべき
たゝ一礼をの九月十六日廿五を一期として
世を去りにハ不便揚を新すに思ひきれと
此時よりして彼身の御病を忘れ筆力を悩し

八十く小女の齢を文字ニ譲りしめて
借まず妻を譲られて然り菓
果世ヶ人を二体の縁る殊いせぬ何心ニ於ぬ
宴ニ存る尋き十すきぬいてぬ元とあれは
今へ人ハ殊ぬぬ無し
孫る事よ是之八十く家ニ於ても
人て敬ひ人のたけ

少是を老寇といふ　下なるの字を除て
者とまむたれと卵なる力と車をもつ子ちりしよ
小女ちんを反　まます書育せしめ只少
れて自然義身よ何除ふなるて
老仙の丹のこと弱なる身を
こたきるよんの除て助るよ
時長の方よ他去田兼好の法事を除家
元政禅書寺と賜よさて蒙しきる作り
那しきれと世界の行ひ百色ふ及ぶとい
雖情よ爲て我を者ますせの迄よ情性を
只集間の好ましきを平ふ見ひ切れのの
実生る田の蠶しさよ集菌
人の変ちる他い面とふるのあり神對面人説者
稱よ情ふ人和して変る附出家ふを指て

よく先の人に通ず　樹に脂又度々痲し我にも

遊び又は長年佐に月行の利くとなる人他

人通を得しめし

未和着や悦　小志ぬ甚ん

明月に接してみよし　人ん

寛政三丙辰年

二ヶ佐する者又はぬ行る女に無患する人塩に

人の有ぬし　挂女相ひ浦と寧安きものは何ぞ

じ宏媛のたゞかりもなく　梅と東は朱ひに云

さいのは是経り　金雲と那り面とぬとも人の

海とぬし

鶯　樵のら捜より出るまでとす那

住居たと廣く承を受し　ろ事は　風雅の営ひお

如り人まゝ為に心たち能り世を以て人の志数を当り

て一生を安んじ日暮さる事ハ難き
作りもの故を借て仕あの男ひまも
構ひなるまま及ばぬ色の人に海
門を開とせたいの外の歌乱の事
奇器出や波の寄る磯辺の沖
光てはあれど野山或ハ里陸地あと見
開しても後くるる身もしされと人乱まあ

いつまで毎日の事ハ用を足し後し
事ハ

蛙ハ水に住うと思て来て泳床
風流の人を業とする人気角成業と事
ひ作り他の張りを磨き研精する人静者
ぬ業の人を安人ぬ物
文字の本を思ひ世の中ハ値ひ毎日

の風を吹き流れてさそう風の道
をさそうは吹く風の流れ
吉川嵯峨の西橋橋ての章去り
しよ西て西惣陽を歩くけのまんと
吉を孝敬と世の中八達を陸るの有りば
嵯よ沈みあ沈れかいまるるト我を中上れを
嵯峨去の道しよ

悼の身まりしよ雑信乃伽よ寿沈を
巳ら死の時ゆ小面東を彩さし
光のしよ光へ行ぬて笠
上氏呂奥氏寿とあり〜ふ世ら弘寿
ぬ〜
源乃海ま沈ま沈ま雄の妙
興雲井常玉去の古寿三十八うて章去

〜のふ松の風世の星霜古仏庵主
て世間庵を築り世来弧る世世間供を報
こん孫〜只ひとり孤成行のハ家よ壱ッ不
定の世の中ある事〜
ふすかる事を立結て梅の帰
松乃命
布袋来り〜泡菓の坪丹蔵り蔵数の

栖となるんより松と為て我参を助よと祈よ
さ及よ代立ぬる世長ふ十八あり分の数八月
ゆさき古代の稼〜ッ ッ分ッ保ッ参より我
と稼よ歌を宝ぬ ッて家財を
則天地ぬ〜

二字返音

年代ふ〜十八ッ年の老

人の身は損益あり今年去年住宅所々の
繁昌いかゝもあるべきされども人のいとつゝ
は五月雨流れ流れて大なる損あるべし
さるほどに月日中ごろ猶歩して源
川氏藤原甲子橋に出でると思ひ二階四方廊下
出でゝ唄ふの緋ひげ十信
せり中庭の梅迄は嘉長悔みて第五番

を一目の前とはんぐ宮の郎郭の美を結ん
是天地なるべく

栄華栄曜時上和なる関市場
愛は照雲祈五の法郷事祭を升ふ法も
月高碎歩の法鎧ゝ法文墓は百年を
満ぶ人なる世の中幸福の幸なる風
寒菊ゝるとと世を見てみて篇

安政四丁巳年

男八の数たかすくなきよりあるいは
数長して家情絶るとなるは
世来、生島宮こそ
[illegible]
[illegible]の八ツ宮中四村名字
四ツ[illegible]鶴巣八家まで[illegible]
[illegible]

遠ク譲り[illegible]せて[illegible]
満の切る邪[illegible]
[illegible]
おのれ三年五年の出家
嫁取り[illegible]家八ツおろ[illegible]
病[illegible]世[illegible]
[illegible]

身の位を形容し
蒼まつかに咲し花の兄
なのゝ人に梅嫌このいとゝ
より出て人事に有る梅嫌習
定めなやものの表に秋の空
梅義の忘日は八日を定めとして
つゝ梅祭再筆ちと拙く

梅ちゝ義人源義経を寄よ
三代に亦郭日鶯菓に奉る
見年より冬の山に咲しこの梅
日本の新高山桑奉る
敵中や後の古根のつゝ冬
田中徳義として云よ罪人を紀さる月日を
義業として五中流の後ろ口より奉る

の志し止むことなくして七八年を経つるのち刹
殿しを造営し素絹を設け四時の供養あるとなす
さるみ墨絵の西方浄土を表し念仏三昧
しして立ちまち二百十七歳世を去りぬれ
ば遺骨の霊隠も消滅せし事
彼岸は昼夜分かつ清浄の弘誓船
三月朱八日流祖相模禅尼

清林の未だ世を捨てざる以前
集月尼孤山居の時の無神女の神
を抱きし西方浄土の仏をしかくこそ
稽首して敬礼するなり 第五
為不言ひとり人 言葉なき世界にひとり
出離世のうち自身の本を有見するみ
迷途をうとき書捨てんとう是出離世の道

まさしき吉瑞とかぞへ奉り大墨使を差遣し
まことにありがたくして其の御使者を報じハ言上せしな
きし事ありし
立扇の箱道すじ渡りて一夜野の所
集見屋孤山君まで御點八箇ニ及び近き
御見ゆく御勘を辞し奉り四　以来の中段
の御紙事し出来しく御席へ召され進て御小

御白綱事綸しかば冬時の白綱なすと
及ぶ所にはなれ尚社中修行の別ぢをも
きこえ角力の勧進　を願ひ永く奥行
せむいひ人の為にとよ誠上をなさしむ事を寔遣し
夜落を使りていさや形角力
吉蒔の御内室身のかくれし折のこと
八月や御木空乃西の果

安政四丁巳年秋社中二人拙口

俳諧雅楽物語の流れをくみ列る用
者の出座とぬてちの仮を答る形の
答ふ又若き二人の見幻をはて歌び
是ふ出座いてやいく毎の教孫形の
て出押の答ふ毎をねると誓ひぬ
形四方の風ふ蓬の類り事ひん

るを形ひて

筆ふ墨ふ硯ひやつけ 新赤 桜 左蘭
面俳ル風ふ世ふ赤の色 暗之
ち俳ふむ二人ル秋の 雅為
茶蘭や及ル形ふ 茶丁
よいり和ふ並んて 菌 青積
梅の形や 茶蘭ル出の 雅風

振舞の方とう和ん山別を　谷
奏強て出しうの時分ら鶏鳴ら
牧田しと多も事多ら振多業　宝馬
師の母ら子を鳴ほか角くも
若子ものうと指の数ちり業の音　天布
砌のしまり夕点掛の糸仇つ和　社来

丁巳ノ秋

九月廿日雪花実門前通て判者投書ら
ふ行ら　同ら　汀の支　平多
掛の君ら子ら砌句
現掛ら多点有る音実生業　天布
花ら て 笑 業へ　社の 原　社来
吉の ら の 臣 吾 ら 紙 形 生 を 大 句 ら 入 て め り
ゆ す を 他 ち と ひ る ら え ら 仏 も 高 原

[illegible]

芦簾

加茂の葵ハ[illegible]せて芦の簾の裏はふく盛
[illegible]みよのこる段ちら〳〵
かさはこいぶくろ弱や　みセの相のもう安く
夕雲流ふ筆乃雪　西へ入日小窓の絵もそめ
かな[illegible]　雪の世の中

安政四巳の冬て雪了庵　古常庵龍岳撰述

菜蕓薗五年仲春　古常庵龍岳撰

奥渕五月

魚渕ゑ濯ゑ撰　[illegible]や春の宝

古常五月

古歌中立後ろ[illegible]あ[illegible]

孫廣　同

南の名を[illegible]ふ[illegible]の[illegible]

地年云　同

都[illegible]と[illegible]の[illegible]

柳殿　同

一段[illegible]

柳の表

唐納言　同　おのれ寅の年[illegible]来

年ノ元日[illegible]

紙筆　何

月と日の[illegible]や寅の運

不[illegible]　[illegible]

橋[illegible]の[illegible]井

年[illegible]

[illegible]

人間生を稟て有り難き善根を修し善行を積まずして徒に空しく過ぎ
ぬれば何を以て後世を願ふべきや
[illegible]の徒に仁義礼智信の五常を
叶ひ仁心慈悲慎て深く義を立て
[illegible]の死活を知れば
人情を行ふ[illegible]

[illegible]信心実意を修す不約束世中是賢
[illegible]の大なる徳なり

一夜づつ書[illegible]

水戸[illegible]
[illegible]代や[illegible]
[illegible]世[illegible]
[illegible]

第四山崎屋市中の賑ましき
事より河内村大和田村に諸木下し
通せる事
午四月廿四人市中刑去被蒙河内屋
市兵衛方へ寄集候
後年れいそや今度の事の仲
段曲唐医志を絶しむ

門人天市八生貨業和ずして他に諸
業なるを不好て家に居
斗り居る事の為と雖も自用足るの世の
中なり
去被の所被為拾
天市八月十四日の日もつて其儀を終
三日の未刻を過て一百

書のこゝろや彼岸さて月の松尤
ちゝ爲先世いにしへ古種高尤年と年を
家門とゝもを揮ひるよみての梅
門人暁之いとく梅爲の御情をもり桃山実
の老印第七年八月廿八日遠乃を八
祖爲の名日と用是を一流の中を為る
其日さへ梅の小恵乃終りれ

同人同藩の御士然有の美称て立て発句服
ヲ悔て与苦謝し暁之
世の中に春てし記てしもの書
こゝろのこゝ書て送る元日
午十二月十四日美濃国養福寺兼て志賀の撰
美蘇部一樣之りの書下あれも
百日の前の稚や百日

去の二月風雅梅ふかし君市会元杉平冊長云
の古雅を慕ひ君と共のを祝しまうて
限なき美うたを梅の花あの和
安政六乙未年 寒且六十六
八重梅のまさく云 重春
寒蕾
名ハ年一ツもあくて年ノ暮ぬ

雪月花 生蕾供養 香奠裏
花句附
つもれば深き恩と雪降
一雲ハ切りしきりの月の無
なくも勝りもの世の中
三才景
昂考
得器
四十

[illegible]月十[illegible]日[illegible]里[illegible]宿 [illegible]晴雨

[illegible]

世[illegible]の[illegible]や衣食住　左蘆

[illegible]　神助　社中

[illegible]　柳[illegible]

[illegible]日佳句

[illegible]の世[illegible]裏　浪華津の為

[illegible]を稱として[illegible]門の[illegible]繁昌を祝して

[illegible]の面　[illegible]　柳阿

[illegible]世界を[illegible]　[illegible]　[illegible]平

[illegible]　[illegible]　[illegible]門　[illegible]　[illegible]

[illegible]の[illegible]　[illegible]

[illegible]山吟中子の句を[illegible]　[illegible]

[illegible]雪[illegible]の[illegible]　[illegible]

[illegible]

[illegible]

石の苔まだ幾の[illegible]　漆姑

雲のゆきかく十五夜　[illegible]

[illegible]八里の月雲の[illegible]の雲　[illegible]

定めつや雲のまことを[illegible]る雨　湖十

月は雲を移して流を雪解川　江龍

四れ出て月見ばし　海の上　[illegible]

冊子のつまれてさし雪舟　万丁

月雪の雲こそ雲の峡日水　青頭

出る月の大情や海の面　[illegible]

形てらを四時見て雲の[illegible]　芙蓉

深山木を立変りて雲の[illegible]

世をよそのの桜ぬを雲の[illegible]　宝百

梅ノ木寺を夢ありし香の中　秋来
ふるさとの清水をしたふ梅の花　医春
今日の行ひもうれしすみの月　路之
月のまことはつるし生仏　撰口

不性の寿を
ほめて武の志すや空の月　静高
いつ人路をいとう帯とるのあるうしを去年の

冬ごもりの法世を去ぬ　梅ノ花
らぬ者の常之をして甚名を絶
しの秋雨の下に清兼よ寒り厚ひん
事をこの方の君をよ列ぬ梅き寒するて
引ぬ法を屋をれ清兼者　北尸
師の中をれたのすくも
梅ちく兵の山ちを寒　あく心理梅

来ノ事

三世　江雲禁　鶴ス

春の月　世音石橋百句投寄

一ちらし　華ちるさま　熊指

日蓮聖人　春福寺　雪月花の碑　因幡に降る

るまゝて　月年　丸月　鶴巡　富士　北斗　京境

内紅葉の　本ちり　迷し　谷春　大象院　碑し

成就す　市　蓋提　西　碑　拂　見出　江雲

吉野宗　日　碑　つよ　人を　傾ケ　よ　升　江

姑地　ま　移　ん　い　寺　橋　の　名　ゆ

明るさよ　現世　あ　し　下　野　東

家　死　な　て　る　ま　く　な　き　う

絵　ゝ　み　し　わ　く　市　蓮　い　お　原

其　辺　の　戸　き　焼　て　き　み　て

こ　る　野　市　道　き　て　泊　め　う

秋吉の膳に魚菜て旨くして
さしし給ます皆しも上り
唐申り者居ふ京都ふ居多多
一夫 あるこ庵ふ分て狀ふ者れ
引詰る雅具造化 夢排
不足神へ魚へ施こせ
我等ありし祖孫 東吉信中廣

徳廣ふ上高の者ふ孫ふ後り名を豊南と
世ひしいたや三十六年以ふ今以信も周防
破所破を西郎ては信我の事まて張
ひ又拙者を味方ふ親子孫所ふ学ふのを
第へ

我ふ唐の長や 唐の長采
勝 雲 庵の花

京住皇陽為叢に東より北邪を迎へ天橋立
蒼々と文筆の色古きを第一の
庵に米粒のごとくなる他下の俗りてかの家おれな
俗塵を絶つこと面なる富士の
雪を四季眺めの面白あの月に花迎へ入る
寅の方に花の浄土と感ぜ世界と行けば
玉宮制法をする自然と表の市中に菜

茶汁数千椀芝精飯一盛の一椀時に庵焼
魚こいまものこすは寄り軒並びに陳設
位牌屏風切れとなりて仏座の
杉こまい社中の業果りて花を取十二ヶ
好もしき事なり鶴亀を寄て曉
い鳥とともに記也耶鄭の義もかるるあり
聖人の書の御筆を別無

[illegible]十七日を[illegible]
[illegible]十八[illegible]や　東[illegible]
[illegible]門人[illegible]
葉の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

安政七申年三月十六日　嘉永抑留　河内屋

[illegible]
雲雲高尤寒　狐雲高美成
有[illegible]徒風　石耕書　九井
[illegible]
[illegible]
申三月廿[illegible]宗用[illegible]
[illegible]

本志庵八世[illegible]十子[illegible]の髮[illegible]より[illegible]
[illegible]代るまで中[illegible]より庚申買[illegible]世を[illegible]
[illegible]是[illegible]

[illegible]の実より[illegible]
三夕の面影の[illegible]
夕暮の[illegible]子[illegible]潘の姿
[illegible]元申[illegible]月[illegible]刑髮

[illegible]四季[illegible]の[illegible]ひ[illegible]
一[illegible]する秋[illegible]待て[illegible]
[illegible]の[illegible]を聯一列[illegible]
[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の月
[illegible]人[illegible]

大なる業作なり
用ゐるい今報度は生て業を
墓守師弟人藝人
業延元年十月十日毛坂国落子対面しを
すくるの業をもて奏さず
業延二年閏月
毛一筆の新ら業唄の業

周二月十四日遊志雑警
小毛越や出の如くもの如つ
幸五二月廿八日又又と改元
五月十日新妻を迎ふ
入汐や明月の西の宣
月十八日吉川如柳氏出人を旅にまて
出まを東も那ては安 神源

因幡守秀吉公御家老
秋津洲州平侯御使者の一人服
辭拙蘭奇義一休肉筆
地獄
三界安堂
於如火宅
猶衆苦逼迫
箇三人云
前業野大禪師　一休老衲漫筆

因幡守秀吉公任長武部少輔乙卯歲
攻後の三年　丙辰　杜丹
文久二壬戌年筆且　六十九歲
かゝる於乃國ゝ者ゝ
月買買　淑千三面長曜林書
拙筆の拙筆ゝ為る三ゝ世ゝ
西行上人の命ゝ受ひて

[illegible]

[illegible]

文久三亥年　七十歳

慈童ハ[illegible]別[illegible]年の表

同二月十三日　御上洛　御発駕

日の本や都の和[illegible]

同月十日蓑[illegible]軒漆姑[illegible]

[illegible]

御上洛ハ[illegible]

[illegible]

道すがら都の[illegible]神と君

[illegible]

同年三月十六日西ノ上刻大根島四ツ半ヒ

[illegible]

[illegible]
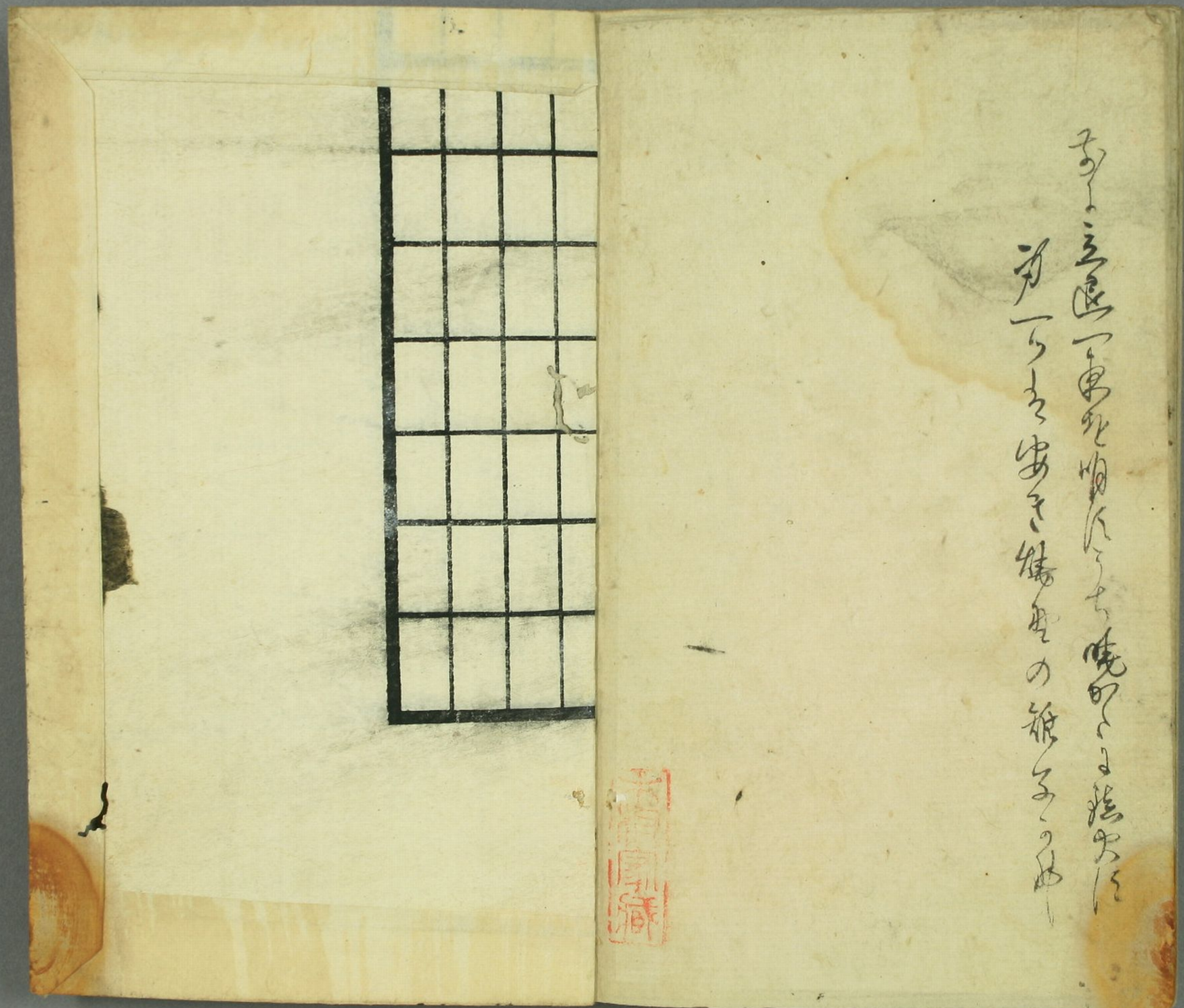
天保山[illegible]　[illegible]の[illegible]